

平成十六年五月十三日提出
質問第九七号

今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問主意書

提出者

川内博史
井上和雄

今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問主意書

本年三月五日提出の「著作権法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という。）に於いて、著作権法附則第四条の二（以下「附則」という。）を廃止することであるが、本年一月十四日公表の「文化審議会著作権分科会報告書」（以下「報告書」という。）に於いても何ら明示されていない事項が多数存在し、暫定措置を廃止した場合の影響に係る検討が不十分であるという指摘が為されている。前記の事実を踏まえ、文化庁及び文化審議会著作権分科会（以下「分科会」という。）の本件に係る検討経緯等について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一 文化庁は、今回の法案を提出するに際して私立図書館を所管する文部科学省生涯学習政策局及び学校法人を所管する同省高等教育局私学部と協議を行なったのか。行なっている場合、その協議内容と合意事項について報告書に全く記載されていない理由は何か。

二 著作権に関する世界的所有権機関条約（二〇〇二年三月十四日発効）第七条では「(i) コンピューター・プログラム」「(ii) 映画の著作物」「(iii) レコードに収録された著作物であつて締約国の国内

法令で定めるもの」については「当該著作物の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享受する」ものと定められているが、書籍又は雑誌については本条並びに同条約の全文を見渡しても一切の規定が存在しない。同条約に於ける一切の規定が存在しない状況に於いて、権利者に対して特に当該書籍又は雑誌の貸与を禁止する権利を付与している国は同条約加盟国の内、何か国にのぼるのか。

三 附則廃止によつて著作権法第二十六条の三に規定する権利を行使できるのは「書籍又は雑誌」の権利者であり、特に書籍または雑誌の貸与を禁止する権利が権利者に付与された場合、図書館法第二十八条に基づき利用に係る対価を徴収している私立図書館による「非営利・有償」の貸与や、鉄道会社が乗客へのサービスを目的として駅などに設置している文庫などの「営利・無償」の貸与に対しても多大な影響が及ぶことが予想されるが、報告書では「営利・有償」の貸本業についてのみが検討の対象とされており「非営利・有償」ないし「営利・無償」の利用形態に与える影響について、分科会では一切の検討がなされていないものと認められる。その理由は何であるか明らかにされたい。

四 報告書には、附則廃止の前提となる関係者間の合意が貸与権連絡協議会（以下「協議会」という。）と

「旧来の貸本業者」の間で為された旨が記載されているが、報告書に於いて実際に協議の当事者であった全国貸本組合連合会（以下「貸本組合」という。）の固有名を表記せず「旧来の貸本業者」と表記した理由は何か。また、貸本組合が平成十五年十二月十日より二十四日まで行なわれていた文化審議会著作権分科会の意見募集に於いて提出した意見書（別紙）には『「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止については、”関係者間の合意が形成された事項”とはまだいえず、協議を続行中であり、さらに検討を重ねるように求めます』とあり、本意見書の提出を以て協議会の合意を撤回したものと判断されるが、文化庁が本意見書を以て法案提出の前提とされる関係者間の合意が撤回されたとみなさない理由は何か。

右質問する。

「文化審議会著作権分科会報告書（案）」に関する意見

全国貸本組合連合会

理事長 内記 稔夫

東京都新宿区早稲田鶴巻町五六五 現代マンガ図書館内

TEL 〇三―三三二〇三―一六五三三

「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止については、「関係者間の合意が形成された事項」とはいまだいえず、協議を続行中であり、さらに検討を重ねるように求めます。

当連合会は昭和三十二年に小規模の自営貸本業者によつて設立された団体で、報告書で「旧来の貸本業者」と呼ばれていますが、当連合会は貸与権連絡協議会とこの件について数次にわたる協議の結果、問題点を残しながらも一定の合意に達しています。しかしその後、日本弁護士連合会、コミックレンタル有志の会等から意見表明がなされており、その上、貸与権連絡協議会との合意内容をめぐっては、ビデオレンタル最大のカルチュア・コンビニエンス・クラブ（株）より異論が出され、コミックレンタル有志の会からは、公正取引委員会に対し、独占禁止法上の疑義が提起されております。こうしたことから尚一層の検討、協議の必要があります。以下問題点のいくつかを列挙します。

- 一、 当連合会は発足当時は加盟店は数千店に達しましたが、その後次第に減少し、現在加盟店は百数十店で、その多くは古書売買を主としています。従つて現在の貸本業界全体を代表するとまではいえず、コミックレンタル有志の会からの提言にもぜひ耳を傾けていただきたいと思ひます。
- 一、 当連合会と貸与権連絡協議会との適用除外の合意内容について大手レンタル業者から異論が出されているので、文化庁においては、公正取引委員会による適用除外を含む管理事業スキーム全体に対する独占禁止法上の適法性の確認を行い、当連合会に提示をいただきたいと存じます。それまでは小規模業者の生き残りができるかどうか不安は解消されず、賛否を留保せざるを得ません。
- 一、 これから貸本業を志す小規模自営業者が貸与権の行使にあたりどのような条件になるか、巷間伝えられるところでは仕入れ段階で定価の

二倍から三倍、その上一定期間の貸出し禁止がいらわれていますが、これでは到底小規模貸本業は成り立ちません。一定期間の貸出し禁止や高額の使用料には絶対反対です。

一、日本弁護士連合会の意見書によれば『書籍に関する貸与権』の創設については、一九九六年WIP〇著作権条約においても貸与権が付与される著作物はプログラム、映画、レコードに限られており、日本法において、書籍に関し貸与権が及ばないとすることは特異ではない」として「適切な報酬請求にとどめるといった解決も含め、その功罪を慎重に検討すべきである」と述べております。当連合会も賛同いたします。

一、一九九〇年代半ば以降コミックの売行きが下降した原因は新古書店、マンガ喫茶、大型レンタル店の増加によるものだという見解がマスコミに横行しています。果たしてそうでしょうか。コミックに限らず出版大崩壊といわれる現象はもつと冷静に分析する必要があるのではないのでしょうか。

貸本業は近世の商業出版の成立とほぼ時を同じくして誕生し、新刊販売、古書売買と共に読者の選択に任ざられてきたものであり、その消長はその時々出版事情により起伏を重ねてきたものであります。小規模の自営貸本業者の存在は出版文化の底辺を支えてきたといつても過言ではありません。その営業と暮らしが立ち行かなくなることのないよう慎重にご検討くださるようお願い申し上げます。

文化庁長官官房著作権課 御中

平成十五年二月二四日